

令和4年3月19日

登録医、関係機関各位

3/16の福島県沖地震により病院建物、一部医療機器に被害を受けたことから診療体制に制限をしておりましたが、安全な診療体制の確保が可能となったことから診療体制を下記の通りといたします。

患者様、関係機関の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

1. 入院：3/22（火）より通常体制。
2. 外来：3/22（火）より通常体制、電話再診等遠隔診療を推奨。
3. 救急外来：3/19（土）より通常体制

公益財団法人仁泉会
北福島医療センター
院長 志賀 隆